

平成 19 年 第 4 回定例会 （第 4 日 12 月 7 日）

〔質問〕 沖本

議長からのお許しをいただきましたので、議席 22 番、市政クラブ、沖本浩二、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、教育行政についてということで、一つ目として親に対する学びの場、情報提供、二つ目として教育三法の改正、三つ目として学校施設の整備計画、以上大きく 3 項目に関して伺ってまいります。

まず、親に対する学びの場、情報提供についてであります。昨今、親学というものが注目されております。親学については、この後の教育三法の改正の質問の中でも引用する第 7 回教育再生会議でも提唱されております。親学に関しては、平成 16 年第 4 回定例会の一般質問の中でも長谷川議員が論じられております。私からは親学の対応について提案し、お伺いするものです。親学とは、親やこれから親になる方々に親として学ぶべきことを伝えるものであります。親学の理念は、人間の本性に基づいて親が子を導き育て、子は親を見て成長するといった親子のきずなの根底に立ち、親としての責任を果たし人間としての人格の完成を目指すことにあります。その一番大切なものは、親子の愛のきずなであるとしています。また、親学の目的は親の成長を通して子供の心を育てることです。子供の心を育てるに当たって、親が心すべき最も大事なことは、親自身が変わり成長しなければならないということであります。

今、子供たちの心の荒廃が大きな社会問題となっております。それは、1997 年に起きた神戸の少年殺傷事件を始めとするさまざまな事件だけではなく、学校でのいじめや不登校、自殺、家庭内暴力、さらにはキレる言動など、さまざまな形であらわれています。文部科学省の情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会の報告書では、キレる言動や反社会的行動などの問題は、子供たちの心の問題であるとした上で、「こうした子供たちの心の問題はもはや看過できないほどに大きなものになっており、適切な対応策が講じられなければ、少子化時代の我が国の将来をも危うくするものとさえ言うことができるであろう」と警告を発しているほどです。子供たちの心の問題は、親の愛情の希薄が一因とされております。子供に愛情を注ぐことができない親、愛情の示し方がわからない親、しつけや教育ができない親、親として自信がない親、こうした親がふえていると言われております。一方、昨日モンスターペアレントの質問が飛田議員からありましたが、これは子供に対しての過剰な愛情とかゆがんだ愛情を持つ親の典型かもしれません。一部とは言えますが、これらが今の親の現状であり、傾向であるとも言えます。こうした現状・傾向を是正する上でも、親の意識改革が急務であり、親学の必要性を感じるものです。

子育て支援や道徳教育に関しては、本市においてもさまざまな施策に取り組んでおられます。例えば、市の委託事業として各学校の成人委員さんが中心となって毎年開催されている家庭教育講座、教育委員会主催では演劇やワークショップの手法を取り入れた心の育児サロンなどがあります。しかし、こういったものに積極的に参加されている方々、参加

してみたい、学んでみたいと思われている方々は、呼び方は異なれど親学について自然にあるいは必然的にみずから学ばれるものだと思います。本当に意識改革、教育が必要な親の対象としては、こういったものを否定的とは言わないまでも、遠慮される方々、無関心で参加しようと思わない方々だと思います。そういった方々に何とか興味を持って学んでもらえる機会として、幼稚園や保育園・小学校・中学校の入学式時の入学説明会あるいは入学・入園前の健康診断時が妥当でありチャンスだと考えるものです。

また、その際学んでもらう立場としては、説得させる情報の提供を与えるという考えではなく、納得してもらえる情報の提供を与えるという考え方で対応されることが望ましいと考えます。例えば、平成 17 年 6 月に発表された第 19 期日本学術会議子どものこころ特別委員会報告書の中には、朝食の欠食状況と不定愁訴の関係で言うと、朝食を欠食する者は、疲れる・いらいらするなどの不定愁訴を感じる割合が、朝食を一応は食べている子供たちに比較して多いというデータが示されております。また、テレビゲームやインターネットにのめり込むと脳波がおかしくなる。幼児期からテレビゲームをやっている児童は認知症の老人と同じ状態の脳波になっていると論じられております。こういった科学的な情報を提供すれば、親の認識は変わるはずではないでしょうか。すぐ変わるとは言いませんが、興味を持っていただけるのではないのでしょうか。「朝ご飯をつくってやりましょう」と進言すると、「余計なお世話だ」と反論される方々もいらっしゃるでしょう。しかし、「朝ご飯を食べた子と食べない子ではこれだけの違いがありますよ。不定愁訴を感じてしまうお子さんになってしまいますよ」と進言すれば、親に納得していただけるのではないのでしょうか。

こうした取り組みこそ新しい教育基本法第 10 条、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」ことに匹敵するものだと考えるものです。そんな時代になってしまったのか、情けないと悲観される意見もあります。しかし、ここはしっかりと現実を直視し、親に対する学習の機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講じることが重要です。

以上、親に学んでもらう場、情報を提供する場の考え、提供する情報について提案するものですが、教育長のご所見をお伺いします。

次に、教育三法の改正について伺ってまいります。質問内容は、主に平成 19 年 4 月 23 日に総理官邸で、当時安倍内閣総理大臣、塩崎官房長官、伊吹文部科学大臣などが出席し行われた第 7 回教育再生会議の中で文部科学省から提出された資料の概要と、6 月 20 日に成立いたしました学校教育法等の一部を改正する法律、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、そして教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正の概要からお伺いするものです。

まず、学校教育法の改正について文部科学省提出資料より抜粋して述べさせていただきます。組織としての学校の力を強化するその趣旨として、学校現場には新米の先生も経験

豊富な先生も皆平等といった風潮があります。先輩の先生が経験の浅い先生を指導するなどを通じて、先生の指導力を高めていくことは一般の職場では常識です。このため、学校に副校長や主幹教諭、指導教諭といった新しい職を置くことにより、いわゆるなべぶた型組織を改め、校長先生を中心に各教員が適切な役割分担と協力のもとで子供たちと向き合い、保護者や地域社会の期待にこたえられるということを目指すとありますが、教育長にこの趣旨、新しい職を置くことに対してなど総括的なご所見をお伺いするものです。

また、やる気、意欲のある先生方の給料などの処遇の改善、事務負担を軽くする配置や措置によりやりがいのある職場環境をつくり、優秀な先生が集まりやすくするとありますが、人事評価などの項目の改正やそのやり方を変えていくことになるのか、教育長のお考えをお示してください。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要から、教育委員会の責任体制の明確化を行う上で、教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うことと言われております。この点検項目あるいは評価項目についてどのように設定されるおつもりなのか、教育長の考えをお伺いいたします。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正の概要から、教育公務員特例法の中で指導が不適切な教員の人事管理の厳格化、指導が不適切な教員の認定及び研修の実施と任命権者は教育や医学の専門家や保護者などの意見を聞いて、指導が不適切な教員の認定を行うとありますが、この認定方法についてどのようにされるおつもりなのか、教育長のお考えをお示してください。

次に、学校施設の設備計画についてお伺いしてまいります。さきの総括質疑の中で、前任者より「小・中学校の施設整備事業費に関して小・中学校のトイレの改修率がどうなっているのか、未改修の部分の計画はどうなっているのか」との質疑がなされ、その答弁としては、「現在屋内トイレの改修状況は、小学校においては11校中6校が改修完了、一部完了が2校、未着手は3校、全体の整備率としては71.4%。または中学校については6校中、改修2校が完了、一部完了が2校、このうち座間中学校は1号棟の改築により完了する予定、未着手は2校、整備率は63.6%という状況である。今後の予定としては小学校については相模野小学校を21年度に予定、東原小学校が22年度に予定、中学校については栗原中学校を22年度に予定している。残された学校についても順次改修に努める」との答弁がありました。また、座間中学校の1号棟耐震化改築工事にかかわる質疑に対しての答弁の中では、「全体の財政状況やさまざまなことを判断していくことが必要、基本的にはトイレ等の改修は遅延しない、現段階で耐震関係においては20年を例えば21年へ送るという考えはない。ただ、それ以後はそのときの財政状況で判断していくことが必要」と述べられております。

そこで、私の質問としては、この耐震化工事、トイレ改修工事とあわせて、その他の学校施設整備、例えば校舎の老朽化対策工事、校舎屋上防水工事、グラウンドの整備などの改修工事が今後一体どういう計画で行われるのか、当局に対しまずお伺いします。

耐震化工事については、答弁の中に 21 年度以降は財政状況から計画の変動はあり得ると判断するものの、せめて今後 5 年間の学校施設にかかわる改修工事のおおよその計画は立案されているのではないかと期待してお聞きするものです。なぜお聞きするかと申しますと、さきの第 3 回定例会において中学校給食実施に関しての陳情が採択されたことにあります。市民の声、例えばアンケート調査による市民ニーズの把握であるとか、実現性を踏まえての試算などについて、今後、調査委員会、先ほどは検討委員会というふうに言われておりましたが、発足され、詳しくお調べになることだと思いますが、今回の総括質疑に対する答弁をお聞きする限り、単純に考えてです、単純に中学校給食施設の着工は 23 年以降からは実現可能になるのではないかと勝手にそう考えてしまうわけですが、いかがでしょうか。この際、今後の学校施設の全体的な整備計画についてあるいは優先順位などを踏まえた考え方をお示しいただきたいと存じます。

我々市政クラブは中学校給食に関する陳情採択では不採択の意をあらわしましたが、教育福祉常任委員会へ提出した提言では、成長期である中学生の心身の健全な発達には望ましい食習慣の形成が必要である。現時点での完全給食実施は不可能だとしても、将来的なビジョンを持ち、計画的な調査検討を行うことが必要であると唱えております。また、これに合わせて私が提出した中学校給食実施並びに調査委員会設置に関する報告書では、中学校給食施設は自校式プラスランチルームが理想的であるとの観点で、たとえとしてこれは視察に行ったところですが、単純に船橋市の葛飾中学校の建築費から試算すると、座間市では 1 校当たり約 2 億 5,000 万円の建築費がかかると推測しました。この調査報告書、目を通していただいているのは市政クラブの諸先輩方々と私のホームページから見ていただいた沖永議員ぐらいたと思います。この調査報告書に対して沖永議員からは、財政面と言えば親子方式で小学校調理室の大規模改修と連動させればそれほどかからないのではないかと、ご指摘をいただきました。確かに、親子方式にするとかあるいは先ほど話が出ましたセンター方式にするとか、あるいは竹市議員がおっしゃったように座間中の改築工事のときに合わせてやるとか、そういったいろんな考え方があると思います。それから、昨日は中澤議員の方から食育の観点から、また先ほど沖永議員からも施策としての質問をされておりましたが、この施設建設に関してはそういった考え方、方策次第でその費用は幾らでも変わるというふうに言えます。いずれにいたしましても、中学校給食施設へ設備投資をするタイミングは、そういった学校施設全体の整備計画が明確になってこそできるものだと考えます。あわせて当局の所見をお伺いいたします。

次に、防災行政について伺ってまいります。市総合防災訓練に対する市民からのご意見、要望をもとに質問させていただきます。

ことしの 8 月 25 日、土曜日に南関東地震を想定した防災対応型あるいは地域密着型の座間市総合防災訓練が相模が丘小学校校庭にて消火、人命救助、避難誘導、避難所開設、給水、炊き出しなどの訓練が行われました。準備、撤収、訓練そのものにご尽力いただいた市職員の皆さん、防災関係機関、各種ボランティア団体の方々に、改めて敬意をあらわす

ものです。

相模が丘地区を中心に近隣自治会の皆さんや防災ボランティアの方々、多くの市民の方が参加され、大変有意義な訓練だったと思いますが、先日、参加された市民の方から、「訓練の際、うちの自治会には炊き出しの配布が行われなかった。訓練とはいえしっかりやってもらわなければ困る」とのご意見をいただきました。訓練に真剣かつ率先して参加され、自助・共助・公助に対する意識の高い市民の方からのご意見であります。まず、その事実関係と原因、対策についてお伺いします。また、このほかにも参加された市民の方からほかにもご意見がなかったのかお伺いいたします。さらに、当局側として反省会議を開くなどして改善しなければならない内容などを挙げられ、次年度生かそうとしている内容がありましたら、あわせてお示しいただきたいと存じます。

次に、またこのご意見をいただいた方からは、「総合訓練として市全体の取り組みになっていないのではないかと。毎年開催場所を変えて実施することは大事だが、それ以外の地域でも同じ時間帯で何かしらの活動を行い、市民が一体となって訓練をしているといった意識づくりも必要ではないか」、こういった発展的なご意見もいただきました。例えば、自治会による避難場所への移動、避難所への移動、避難所開設、炊き出しなど小規模訓練をしてもいいのではないかと考えます。このご意見、発想に対するご所見をお伺いします。また、このほかにもこういった発展的な市民からの要望が寄せられていないのかお伺いいたします。さらに、今後の防災訓練において、当局側独自に考えられておられることがありましたら、お示しいただきたいと存じます。

次に、災害時における応急対策の協力に関する協定についてお伺いします。本市は、去る9月26日、座間工業会との間で、災害時における応急対策の協力に関する協定を締結されました。この協定は、市内で発生した地震や水害など、そのほかの災害が起こったときに、市が工業会に被災者救援や障害物除去などに関する応急対策業務の協力を要請するために必要な事項を定めたものであり、今後、万が一市内で災害が起こったときには、市の要請を受けた工業会の会員の皆さんが応急対策業務を実施することになります。本市における企業・事業所を巻き込んだ今後の地域防災についての考え方、あるいは取り組みについては、私の方からも平成17年第1回定例会、平成18年第3回定例会の一般質問において提案させていただいた経緯もあり、今回工業会とこうした協定を結ばれたことは、感謝申し上げるところでございます。もちろん、私が提案するまでもなく、企業・事業所も地域コミュニティの一員である考えから、あるいは他自治体で既に取り組みされているということからは、必然的とも言えるべきかもしれませんが、この協定は大いに評価されるものだと思っております。

前段感謝を申し上げながら評価されるものと申し上げつつ、この協定の中身について少しお伺いしてまいります。まず、協定に記されている趣旨のみ少しご紹介します。趣旨、第1条、『この協定は座間市内に発生した地震、風水害、その他の災害時において、座間市（以下「甲」という。）が、座間工業会（以下「乙」という。）に一時避難場所や被災者救

援及び障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するため必要な事項を定めるものとする。』趣旨のみちょっとご紹介しましたが、この記されている一時避難場所について、有事の際市民が目指す場所としては、広野台に所在するN社であるとか、ひばりが丘に所在するT社などだと思われませんが、こうして想定される企業・事業所についてはもう一步踏み込んで、あらかじめ一時避難場所としてどこの地区に住む方々がどこの自治会を対象とし、収容人数の規模などを、N社・S社などにそれぞれ個別の調整を行い、細かい部分の協定あるいは覚書を結ぶことが必要ではないかと考えるものですが、当局のご所見をお伺いし、以上で1回目の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔答弁〕星野市長

まず、防災行政の関係で、8月25日に実施した総合防災訓練の、何か非常食の炊き出しの関係で配布がされなかった方もおいでになったとのことでございまして、これはちょっとまた後で担当から答弁をさせますけれども、基本的には事前に参加者等の予測の中でそれ以上の配食ができる量は維持をしているわけでございまして、そういうことを考えると足りないということがないわけでございますから、本来配布されなければいけなかったなというふうに考えております。ただ、その辺がいわゆる非常炊き出し訓練の要員の手配とか対応、そういう依頼がどうだったかということを含めて、後ほど担当の方からご答弁を申し上げたいと存じております。

さらに、総合防災訓練への発展的な意見ということでお尋ねをいただいたわけですが、基本的には総合防災訓練は1カ所で、地域、地域、毎年、毎年変えて開催をさせていただいております。市民の方の意見としましても、そういう総合防災訓練の1カ所的な要素を、それを同一的な形でそれぞれの地域の中でやはり自主的なさまざまな訓練が行われること、そういうことでまた一体的な、効果的な訓練の展開になるのではないかと、このようなお考えも意見としては当然あるかと思っております。

そういうことで、私どもの方の基本的な考え方について求められたところでございますけれども、その前に総合防災訓練等の反省点といいますか、新たな対応が必要だなという部分の意見として、例えばこんなふうな意見も存在をしまして、いわゆる聴覚障害の方への対応、これは当日はご存じのとおりスピーカー等を何箇所か設置しておったのですが、聴覚障害の方にとりましては、なかなか訓練にお見えをいただいても訓練参加というものが的確な形でできない部分も存在をしていたところへ、今後の一つの配慮といいますか、対応方についても検討する必要があるのではないかと、こんなふうな意見は具体的な意見としていただいている事例がございます。

また、今前段でお話ししましたような発展的な意見という関係でございますが、従来から今お話ししましたように総合防災訓練をして総合会場として展開をしているわけですが、しかしながら、私どもの方として、ご存じだと思いますけれども、日は違いますが、その避難所開設訓練とかそういう関係の訓練は地域、地域で毎年1カ所でご

ございますけれども実施をさせていただいている状況がございます。さらにまた市内の関係でいけば、自主防災組織の方々が自主的な形で地域、地域で日ごろさまざまな訓練をしてくださっている活動もございます。そんなふうなやっぱりその地域が基本になるわけでございます。そういう小単位におけるお互いに助け合う相互協力をすると、そういう基本とした訓練という積み重ねが、まず大切な部分は言うまでもないところでございます。そういうことで、地域の皆さんにも年間を通して地域として主体的な要素の中で訓練をしていただくよう啓蒙をお願いして、地域によっては非常に熱心にお取り組みをいただいている地域もございます。今後とも、その辺の理解をいただいて、未実施地域もないとは限りませんから、そういうふうな部分にもまたお願いをして、実施をしていただくような啓蒙はしてまいりたいと存じております。そういうことでご理解をいただきたいと存じております。

さらにまた、工業会との協定でございますけれども、いろいろ本当に沖本議員としてもご心配をいただいていたわけでございますが、おかげさまで工業会のご理解の中で協定を結ぶことができました。本当に工業会の皆さんにはご理解に対して感謝をいたしたいと思っております。

工業会の協定は、基本的には一時避難場所といいますか、限られたスペースでもありますし、それからまた避難をするには一定の安全性の確保といいますか、安全的な部分も十分に見ながら、そういう安全性を確保できるか否かということを確認しながら一時避難的な場所としての提供をいただくと、こういうことが基本になるかと思っておりますし、それからまた被災者の援護、これは人的な要素も当然あわせて考えていただくことになるかと思っておりますし、それから障害除去等の関係での、例えば重機とかそういう関係の提供等もお願いをさせていただいている内容になっております。そういう内容とともに個別的な調整というものはまだやらなければいけない問題があるのです、正直なところ。基本的な協定は結ばせていただいたのですけれども、いわゆる今お話ししましたような個別的な調整というものはまだ残されておりますもので、一緒に関係の工業会の皆さんと個別的な詳細にわたって極力早い時期に詰めさせていただいて、備えをしてまいりたいとこのように存じております。

以上でございます。

〔答弁〕 加藤市民部長

市長がご答弁しました残された部分で、炊き出し訓練の具体的な当日の関係でございますが、これにつきましては、具体的に炊き出し訓練はLPガス協会関係、それから市の職員、自衛隊関係、地元自治会関係で行わせていただきまして、自治会の役員さんは相模が丘地区の20名、相武台地区の20名によって炊き出しと配布が行われたものでございます。

当日、一挙に炊き出しの品物ができるわけではございませんので、配給がおくれたというふうな苦情は当日いただいておりますけれども、配給されなかったということについて

確認ができませんでした。地元相模が丘あるいは相武台の役員さんにもお願いしてございましたが、いま一つ役割分担等が十分ではなかったのではないかというふうに、ただいまお話をお聞きしまして反省をしております。今後、この配布に当たりましては、十分分担整理をいたしまして対応してまいりたいと考えます。

よろしく願いいたします。

〔答弁〕 金子教育長

沖本議員さんから3項目についてご質問をいただきました。

まず、親・保護者の方々に学んでもらう場、情報提供する場の考え、提供する情報についてご質問をいただきました。子供が健全に育つためには親の教育力が必要であることは、ご指摘のとおりでございます。保護者の方々に対して学んでもらう場や情報を提供する場として参加率が高い入学説明会や入学前の健康診断時がよいのではないかとこういうご提案がございました。確かにこのような場には在籍する予定あるいは在籍児童・生徒の保護者のほとんどがご出席をいただいておりますので、保護者に情報提供をする場の一つとしていい機会であるというふうに考えております。しかし、学校で実施される入学説明会や入学前の就学時健康診断等は、この時期に行われる本来の目的がございます。したがって、こうした目的に照らし合わせながら場の設定を考える必要があるかと考えております。また、学校だより等を通して、学校経営方針や児童・生徒の活動などを積極的に伝えていくとともに、子育てをする上で参考になる情報についてもきめ細かくお知らせしております。

次に、教育三法についてのご質問をいただきました。学校教育法の改正によりまして、副校長や主幹教諭等の新たな職の設置ができるようになったわけですが、趣旨といたしましては、沖本議員さんもおっしゃるとおり、校長のリーダーシップのもと組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るためであり、言い換えれば組織としての学校の力を強化するということとなります。県教育委員会では平成18年度から総括教諭を配置し始めており、その趣旨は同様でございます。学校現場では新採用の先生も10年目の先生も同じ職責を持つ先生でございます。しかし、先輩教諭が経験の浅い教諭を指導するということが、一般の職場と同様に行われております。役割を明確にして組織的・機動的に学校運営を行うことが期待をされているところでございます。

それから人事評価の改正ややり方の変更等については情報を持ち得ておりませんが、評価者は今まで以上に個々の職員とコミュニケーションをとったり、授業参観をしたりと丁寧な対応が必要になってくると考えております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う教育委員会の活動状況の点検項目、評価項目についてのご質問でございますが、本年6月27日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。今回の改正は、教育基本法の改正等を受けて



教育委員会の組織強化をねらいといたしまして行われたものでございます。法第 27 条が新設され、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること」としてございます。この具体的内容につきましては、いさまちづくり指標における行政評価や教育要覧等の活用が考えられるところでございますが、現状ではいまだ法律の施行令が公布、施行されておらず、国・県からも何ら通知がなされておりません。今後、県内他市とも連携を図りながら情報の収集を行い遺漏のないよう対応してまいりたいと存じます。

さらに、教職員免許法及び教育公務員特例法の改正にかかわりまして、指導が不適切な教員の認定についてでございますが、まずは管理職が日ごろの勤務状況から把握し、不適切な指導があった場合には、まず校内での研修や指導が行われます。その研修や指導でも改善されない場合は、課題を有する教員として課題を具体的に明らかにして研修計画を立て、必要に応じて市教育委員会も支援をしていくといった流れが、県教育委員会から手引という形で示されております。その手引に沿った取り扱いとなります。しかし、今回の法改正によりまして、県教育委員会が不適切な教員の認定を行うことになったために、手引等の改定があるものと考えておりますが、いまだ示されていない状況でございます。いずれにしても、県教育委員会が示す方法に従い認定されていくものと理解をしております。

残りにつきましては、次長の方からご答弁を申し上げます。

〔答弁〕 中村教育部次長

私の方からは、今後の学校の改修計画につきましてお答えをさせていただきます。

改修の基本的な考え方といたしましては、まず児童・生徒の安全を最優先に取り組みたいとそう思っているところでございます。そのため、座間中学校の 1 号棟を始めといたしまして屋内運動場の耐震化を、ぜひとも平成 23 年度までに完成をしたいと考えているところでございます。

次に、トイレ改修につきましては、先ほど質問の中で述べられておりましたが、平成 21 年度に相模野小学校、22 年度に東原小学校、また栗原中学校と順次実施をしまっている予定でございます。その他の改修工事につきましては、緊急性や必要性を十分精査いたしまして実施をまいります。また、応急修理が必要とされるものにつきましては、速やかに修繕の中で対応させていただきたいと思っております。

中学校給食につきましては、今後、調査・研究する段階であり、給食施設への設備投資までは至らないという状況でございます。ご理解をいただきたいと存じます。

〔質問〕 沖本

1回目の質問が少し早かったようなので、ゆっくりちょっとやりたいと思います。

一定のご答弁ありがとうございます。それでは少し、まず防災の関係から再質問させていただきます。協定の部分であります。これはもう企業と座間市との協定でありますから、この文書内容についても、先ほど一時避難場所というところと言うと、まず市側から企業に連絡があって、災害の状況及び応援を要する理由、応援を必要とする場所、応援を必要とする人員及び提供資機材、応援を必要とする期間及び活動内容、その他必要な事項、緊急の場合には、この書類ではなくて電話をもって要請するというふうに書かれております。

また、報告についても同様に、今度は企業側の方から市側に対して文書的な報告、あるいは緊急の場合は電話等で報告するというふうになっておりまして、もちろん先ほどおっしゃったように、これから細かいところを詰めていただくというお話なので、その辺はありがたいと思っておりますけれども、一つ、それが終わってからの話に今度はなると思うのですけれども、やっぱりこの中に市民が入っていないと、協定ですからもちろん文書的なところには入らないと思うのですけれども、これをやっぱり市民がわかっていないといけないと思うのです。一時避難場所とはいえ、じゃあ、うちはN社に行っちゃおう、T社に行っちゃおうというところでは混乱が起きるわけですから、もちろんそれでここが一時避難場所としてなっているのかもどうかもまずわからない。といったところでは、先ほど言ったように細かいその人数の話もありますし、場所ももちろん話もありますので、そういった部分が確定、決められた後、今度はどうするかという話にはなるのですけれども、その辺の市民への周知徹底というところはどうかお考えなのかということ、これは要望を含めてですけれども、お伺いしたいと思います。

それから、防災訓練の方ですけれども、わかりました。ただ、本当は発展的な意見、こういったご意見がありまして、その辺の市民の方々の意識の高さというのは、本当にかいま見ることができるので、いろいろなやり方があると思うので、その辺は逆に、こんなこともありますよというご助言的なところが行政側から自治会の方に発せられてもいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでただ一つ、防災訓練への参加者というのは、結局自治会の加入者が中心に行われているわけなので、自治会の未加入者というのは全くわかっていないわけです。こういったところは逆に、入ってなくても興味があるとか、見てみたいという方はいらっしゃるでしょうから、こういったところはまた広報車などでPRする方法もあると思うのです。こういった市民全体の活動、自治会に入っていようが入ってまいがとにかく参加してほしいといったところでは、どのようにお考えになっているのか少しお聞きしたいと思います。

それから、教育関係なのですけれども、親学のところでいえばご理解いただけたのかなというふうに思います。あとは教育三法の方については、まだ通知等来ていないということなので、今後検討されるということで判断いたします。

ただ、ちょっと気になるところでいうと、やはり先ほどの学校給食というか、給食の設備というか、今後の学校施設の工事なりそういった計画性なのですけれども、今のところわかっているのは耐震化工事であると、それからトイレの改修工事であると。本当にこれだけしか考えておられない。もちろん調査することもありますし、応急的なところもあるので、そういった長期計画が立っていないと、それが例えば財政面でももちろん変わってくる場合もありますけれども、この年はこんなことをやりたいというか、あるべき姿というか、そういったビジョン的なものを持っていないと、先ほどの給食施設の関係もありますけれども、そういった計画がなかなか立てられないのではないかと。そこにあるいはお金を幾らつぎ込んでいかなければいけないのかとか、そういったところをやはり計画的にやっていかないと、先が全然見えてこないと思うのです。そういった意味では、教育行政としてやっぱりビジョンなり理念なり、そういったところを考えていっていただきたいなというふうに思いますので、その考え方についても一度お伺いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

〔答弁〕 加藤市民部長

再質問をいただきました。防災行政の関係で、まず工業会さんとの協定でございますが、協議が整ったら情報提供はどうするのかという部分でございますが、当然、協議が整いましたら情報公開をしていく予定でございます。特に広報さま、ホームページを通じた情報の公開をしてみたいというふうに考えております。

さらに、防災訓練の関係では、自治会未加入者に対する周知の方法等につきましてどうするのかということでご指摘をいただきました。これにつきましては、非常に頭が痛い難しい問題なのですが、基本的には広報さま、ホームページを通じた情報の公開と、それから自主防災組織等を通じて地域にご案内をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔答弁〕 中村教育部次長

学校の改修計画につきまして再度ご質問をいただきました。市の総合計画といたしましては、20年から23年ということで計画をされております。その中での計画ということでご理解をいただきたいと存じます。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。これは求めておきたいのですけれども、防災の関係です。難しい問題だと非常に思いますけれども、広報車の配車、「やりますよ」と。あれはやっているのでしたっけというところをお聞きすると、広報車、そういったところの周知です。（「訓練の周知」と呼ぶ者あり）周知です、そこを。先ほどのはちょっと言い方が悪かった

のかもしれませんが、もう一度お伺いします。

それから、学校施設の方ですけれども、23年までの計画しかないというふうに思っているのか。それで、持つべきではないのかなというふうに、やはり僕は思うのです。「総合計画の中で」と呼ぶ者あり）総合計画というよりも、教育委員会というか、教育部として全体としてその教育施設の今後についてということ、総合計画に載せるまでもなく、ビジョンを持つということが大事ではないのかというふうにお伺いして、それがなければ財政面もありますし、先ほどの中学校給食の設備というのはこれはきっかけであって、きっかけというか、それがあってこそ初めて成り立っていく。それから調査検討委員会を今後、先ほどの答弁からもありましたけれども、設立して検討していくというお話がありました。そんな中ではもちろんそういった学校施設全体の計画がなければ、やはりその給食設備のところも成り立っていかないというふうに思うわけです。いろんなところに財政を、教育費の中でウエートを占めるゾーン、いろんな部分に分けていると思うのですけれども、そういった総合的な計画があつてこそ、ではここでは幾らを使えとか、そういった計画がなければ成り立たないというふうに思うわけで、総合計画に乗せる乗せないにせよ、やはりそういったところは中・長期的な計画を立てていかなければならないのかなというふうに思いますので、そういったところのご所見をもう一度お伺いしておきます。

以上で質問を終わります。

〔答弁〕 加藤市民部長

広報の関係につきまして大変失礼いたしました。車両による当日の広報関係につきましては、情報収集と広報訓練ということで、拠点での防災訓練の中で最初に行っております。今後は、自治会周知を当日、事前にご案内をさせていただく等の配慮はできるかと思いますので、よく検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

〔答弁〕 中村教育部次長

学校施設につきましては、施設を適正に管理していくという、時間的な経過にあわせて改修計画がされていくと思っております。一定の改修計画に従って実施計画に盛り込んでいくというそのような方向で行っていこうとこう思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。